

# 役所から対象者に事業案

## いろいろな見え方を通じて 視覚障害の当事者から⑤

前回、視覚障害のある方が外出の際にガイドヘルパーのサポートで外出する「同行援護」について紹介しました。2020年10月、重度障害者等就労支援特別事業が始まり、これまで対象外だった通勤や職場内などの経済活動でのサポートにも利用できるようになりました。

自営業の方で鍼灸やマッサージの施術のために利用者の自宅に訪問する際や事務処理などの代筆や代読、通勤にも利用できます。視覚障害者の多くは、家族が通勤のサポートをしてもらっており、家族の負担の軽減もできるメリットがあります。

スタートして1年以上になりますが、事業開始の判断は各市町村で異なることもあり、利用できる自治体が限られています。また、利用できる自治体でも制度のことを知らない視覚障害者が多いのが現状です。

栃木県宇都宮市では事業の対象となる視覚障害者に電話で、事業について案内をしています。希望者には市役所の職員や相談員が自宅まで訪問して、家族を含めて説明されているとのこと。ここまで周知を徹底している自治体があることには驚きました。

視覚障害者は「情報障害」といわれ、福祉制度についての情報もアクセスしにくい環境にあります。今の福祉制度は基本的に希望するサービスを希望者自ら窓口に出向いて申請する「申請主義」です。まずはどのような事業があるか知ることが重要になります。各市町村の障害福祉を担当する職員の方も積極的に対象者に案内してもらえるとありがたいです。

また、同行援護事業を開始するには、予算の確保の他、同行援護事業所の設置、ガイドヘルパー確保もしていく必要があります。視覚障害の分野だけでなく、新しく始まる福祉制度は役所の担当者から直接知らせてもらえると、当事者は本当に助かると思います。県内の市町村でも宇都宮市と同じように役所から直接案内が届くようになってほしいと強く思っています。

(山元正史、大分県網膜色素変性症協会員) = 随時掲載 =



山元さんのホームページのQRコード